

## がけ地近接危険住宅移転制度

この制度は「がけ」の崩壊による危険住宅から、住宅と生命を守るため、住宅の移転にもなる借入金の利息の助成を行う制度です。事業の実施については市町が行うこととされ、概要は次のとおりです。

### 1) 助成の内容（一部市町での実施）

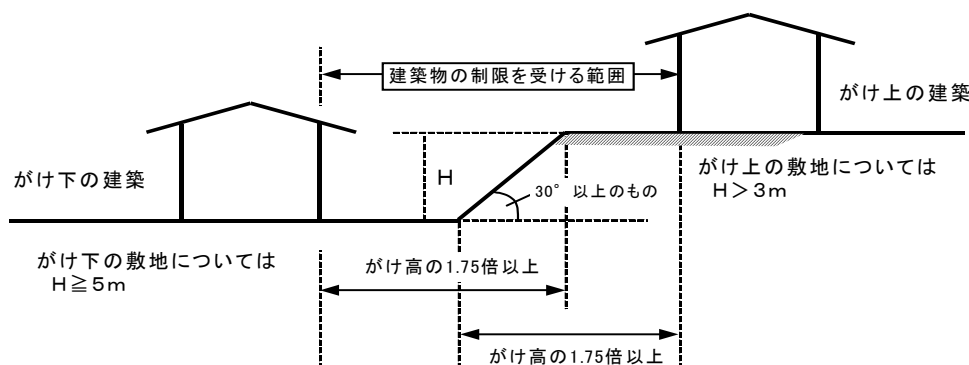
区 分	内 容	地 域	助成の限度額
(1) 危険住宅の除却に要する経費	除却に要する経費の実費を助成。 危険住宅は原則として、全てを除去。 ただし、建物の床を取除き居住の用に供しないもの（収納庫）とした場合は事業の対象。	特殊土壌地帯  指定地域	975 千円
(2) 危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む）に要する経費	必要な経費を金融機関で借入れる人に対して借入金の利息（年利率 8.5%を限度とする）を助成。（自力で建設するものは対象にならない）	〃	建築… 4,650 千円 土地の取得… 2,060 千円 敷地造成… 608 千円

### (2) がけ地と建築物の関係

「がけ地とはどのような場所か」ということがまず問題になります。建築基準法施行条例（県条例）第5条で、がけ地について次のように規定しております。

#### ア がけ地付近の建築物の規制

がけ地には、原則として、擁壁による補強をしないまま、建築物（がけ下の鉄筋コンクリート造の建築物を除く）を建築することを禁止しており、これを図で示すと次のようになります。



イ 斜面の土質等により安全上支障がないと判断される箇所は、がけ地の規制を受けません。

ウ この条例が施行されたのは、昭和 47 年 4 月 1 日です。

### (3) がけ地近接等危険住宅移転事業の概要

ア 事業の対象 条例で規制される以前に既に建てられていた危険住宅

イ 事業の執行 移転事業は、国・県及び市町の助成により、市町が事業主体となり実施されます。したがって、危険住宅に居住されていた方で移転を希望される方は、そのことを市町に申し出て、事業計画を策定してもらわなければなりません。

ウ 事業の利点 a. 今まで自力で移転していたものが、一定額の助成により個人負担が軽減される。 b. 移転者に対し、住宅金融公庫個人住宅建設資金（特別貸付）が優先して借りられる。（新築に限る）